

資料編

資料1 軽米町再生可能エネルギー推進協議会規約

軽米町再生可能エネルギー推進協議会規約

平成 26 年 10 月 20 日 制定
平成 27 年 12 月 24 日 一部改正
平成 30 年 3 月 27 日 一部改正
令和 6 年 11 月 19 日 一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、軽米町再生可能エネルギー推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、岩手県軽米町政策推進課内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号。次条第 1 号において「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法第 5 条第 1 項に規定する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の作成及びその実施に關し必要な事項について協議を行うため設置する。

(協議)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する基本計画の記載事項の内容
 - (2) 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域における再生可能エネルギー発電設備の整備及び当該整備と併せて促進する農林業の健全な発展に資する取組に関する協議会の構成員の役割分担
 - (3) 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者が農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 5 条第 2 項第 1 号ロに掲げる農地又は採草放牧地（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 13 条各号に掲げる農地又は採草放牧地を除く。）の転用を含む設備整備計画を作成しようとする場合にあっては、当該設備整備計画に定めようとする農林業の健全な発展に資する取組の内容
 - (4) 再生可能エネルギー発電設備の撤去時における撤去費用の負担及びその確保の方法、土地等の原状回復の方法その他再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、基本計画の作成及び変更並びに基本計画の実施に關すること
- 2 前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項を協議することができる。
- (1) 災害時における病院、学校等公共施設への電力の優先供給等再生可能エネル

ギーの活用方法

- (2) 地域の再生可能エネルギーファンドへの出資、地元企業による発電設備の設置工事やメンテナンスの請負等再生可能エネルギー発電事業への農林漁業者等、地域住民、地元の施工業者等の参加
- (3) 小水力発電における農業用水の利用に関する調整等再生可能エネルギー発電事業に関する権利調整

第2章 構成員等

(協議会の構成員)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 再生可能エネルギー及び地域づくりに詳しい学識経験者
- (2) 再生可能エネルギー発電事業者
- (3) 農林業者及び農林業団体の代表者
- (4) 町民及び関係団体の代表者
- (5) 関係行政機関の代表者
- (6) 軽米町
- (7) その他協議会が必要と認める者

(届出)

第6条 構成員は、その氏名又は住所（構成員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 前項の役員は、第5条の構成員の中から総会において選任する。

3 会長及び副会長は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

(役員及び構成員の任期)

第9条 役員及び構成員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の承認を経

て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その会議の開催日の30日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、承認の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

第4章 会議

(会議の招集)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、構成員の2分の1以上の者から会議の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ構成員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第13条 会議は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 構成員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者を報告することにより、代理の者を出席させることができる。

3 会議の議事は原則として出席者全員の合意形成が図られることをもって決するものとする。

4 会長は、構成員のほか、必要に応じて、専門的知見を有する者をアドバイザーとして協議会に招請し意見を聞くことができる。

(議事録)

第14条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 構成員の現在数、当該会議に出席した構成員数及び当該会議に出席した構成員の氏名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

3 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

4 議事録は原則として公表することとし、事務局で閲覧させるとともにホームページに掲示することによりこれを行う。ただし、個人情報、法人その他の団体や個人の営業に関する情報等であって、公表された場合、特定の者に不利益が生ずるおそれがあるものは非公表とするものとする。

(協議結果の尊重義務)

第15条 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第 16 条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

3 事務局長は、会長が任命する。

4 協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(書類及び帳簿の備付け)

第 17 条 協議会は、第 2 条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 協議会規約及び前条各号に掲げる規定

(2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面

(3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

(4) その他前条各号に掲げる規定に基づく書類及び帳簿

第 6 章 会計

(事業年度)

第 18 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 協議会規約の変更、協議会が解散した場合の措置等

(規約の変更等)

第 19 条 この規約を変更する場合には、会議において出席者の承認を経るものとする。

2 基本計画の一部変更等に伴い、構成員を除名し規約変更する場合は、第 11 条に準じ、会議の承認を必要とする

(協議会の解散)

第 20 条 協議会を解散する場合は、構成員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならぬ。

(協議会が解散した場合の措置)

第 21 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

第 8 章 雜則

(細則)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 26 年 10 月 20 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 24 日一部改正)

この規約は、平成 27 年 12 月 24 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 27 日一部改正)

この規約は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

附 則(令和 6 年 11 月 19 日一部改正)

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

資料2 環境現況把握調査方法

(1) 環境現況把握調査について

太陽光発電事業における国、県における自然環境保全に関する法的な指定状況や環境影響評価の義務付けについては、本計画策定時点の平成27年3月にはなかったが、国においては令和2年4月に環境影響評価法施行令の一部改正、岩手県においても環境影響評価条例施行規則の一部改正により規模用件により環境影響評価が義務付けられた。

また、風力発電事業に関して、国においては令和3年10月の環境影響評価法一部改正により、規模要件の引き上げが行われ、県においては、令和4年10月岩手県環境影響評価条例施行規則の一部改正により、風力発電所の設置の工事事業等が、条例に基づく環境影響評価の対象とされた。

本町では、太陽光発電事業については、国、県が環境影響評価の対象とする以前から開発面積が10ha以上となる場合は、独自の環境現況把握調査を事業者に求めてきたことから、今後も自主的な環境影響評価の実施を求めていくものとする。

<参考>

国の改正概要

	法第1種事業（法アセス必須）	法第2種事業（法アセス要否を個別に判断）
太陽電池発電所 (令和2年4月1日施行)	総出力4万kW以上（面積100ha相当以上）	総出力3万kW以上（面積75ha相当以上）4万kW未満
風力発電所 (令和3年10月31日施行)	出力5万kW以上	出力3.75万kW～5万kW未満

岩手県の改正概要

（令和2年4月1日施行）

	条例第1種事業 (条例アセス必須)	条例第2種事業（条例アセス要否を個別に判断）
太陽電池発電所の設置の工事の事業	発電所敷地等の面積（造成済みの工業専用地域である部分を除く）が50ha以上	以下のいずれかに該当する場合 ①発電所敷地等の面積（造成済みの工業専用地域である部分を含む）が20ha以上 ②普通地域内における発電所敷地等の面積が10ha以上 ③特別地域内における発電所敷地等の面積が1ha以上
太陽電池発電所の変更の工事の事業	発電所敷地等の面積（造成済みの工業専用地域である部分を除く）が50ha以上増加	以下のいずれかに該当する場合 ①発電所敷地等の面積（造成済みの工業専用地域である部分を含む）が20ha以上増加 ②普通地域内における発電所敷地等の面積が10ha以上増加 ③特別地域内における発電所敷地等の面積が1ha以

		上増加
--	--	-----

※ 「普通地域」　国立公園の普通地域等　「特別地域」　国立公園の特別地域等

(令和4年10月1日施行)

対象事業	条例第1種事業(条例アセス必須)
風力発電所の設置の工事の事業	出力が7,500kW以上
発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業	出力が7,500kW以上増加

(2) 環境現況把握調査の目的

大規模太陽光発電施設整備における、土地の改変及び森林等の伐採により、当該地域及び周辺への環境改変によるインパクトを鑑みて、事前に自然環境（動植物の生息・生育状況及び貴重種の生息・生育状況）の現況を把握する事を目的とする。

(3) 環境現況把握調査の項目

実施する調査項目（自然環境項目）については、動植物調査としその詳細を以下に示す。なお、調査を実施すべき項目は、ベースとなる環境条件（植生、解放水面、土地利用等）により異なる。したがって、調査項目及び数量については、調査地区ごとに有識者の意見を聞きながら設定する。

表 環境現況把握調査項目一覧表

調査項目	概要
哺乳類調査	クマ、カモシカ、シカ等の大型哺乳類の他、イタチ、テン、リス、ネズミ類等の小型哺乳類の確認を行う。また飛翔性哺乳類であるコウモリについても重要種等が多いため確認を行う。
鳥類調査	森林性、里山等の環境に依存する野鳥の確認を行う。さらに猛禽類等の生息の有無についても確認を行う。
両生類・爬虫類調査	カエル、サンショウウオ等の両生類、ヘビ、カメ等の爬虫類の生息確認を行う。
魚類・水生生物調査	改変による土砂流出等の影響も踏まえ、近接する河川及び沢等における魚類及び水生昆虫、淡水産貝類等の水生生物の生息確認を行う。
昆虫類等調査	植生等の環境依存性の高い、陸上昆虫類、ムカデ類やクモ類等の生息確認を行う。
植物相調査	最も改変インパクトの強い植物の生育について、植物全種確認及び優占状況について確認調査を行う。

表 環境現況把握調査時期一覧表

調査項目	実施時期	概要
哺乳類調査	7月	哺乳類の活動が最も活発になる、夏季（7月頃）の調査を実施予定。その他の時期においても特に変化が無いため、1季調査を実施する。両生類・爬虫類調査と同時進行で実施する。
鳥類調査	4月下旬、6月、9月、12月	渡り等があり、時期により確認される鳥類が異なるため、全体把握が必要なため。
両生類・爬虫	7月	両生類・爬虫類の活動が最も活発になる、夏季（7月頃）

類調査		の調査を実施予定。その他の時期においても特に変化が無いため、1季調査を実施する。哺乳類調査と同時進行で実施する。
魚類・水生生物調査	7月上旬	魚類・水生生物の活動が最も活発になる、夏季の調査を想定。その他の時期においても特に変化が無いため、1季調査を実施する。計画地に主要な河川等は見られないが、造成計画があることから、周辺水域において濁水等の影響も考えられるため、調査の実施を行う。
昆虫類等調査	7月、9月	陸上昆虫類の活動が最も活発になる、時期で最も種数の多い鳥類やガ類の確認に適した夏季とトンボやバッタ類の多い秋に実施する。
植物相調査	6月、9月	貴重種であるラン科の開花時期の6月とスゲ類の結実する9月に調査を実施する。

表 環境現況把握調査手法一覧表

調査項目	調査手法
哺乳類調査	直接観察、フィールドサイン法、自動撮影、バッドディテクター
鳥類調査	ラインセンサス法、定点観察
両生類・爬虫類調査	直接観察、フィールドサイン法
魚類・水生生物調査	投網・タモ網による直接採捕
昆虫類等調査	一般採取、ベイトトラップ、ライトトラップ（ボックス）
植物相調査	フロラ調査、植生調査

資料3 再生可能エネルギー発電ポテンシャルマップ

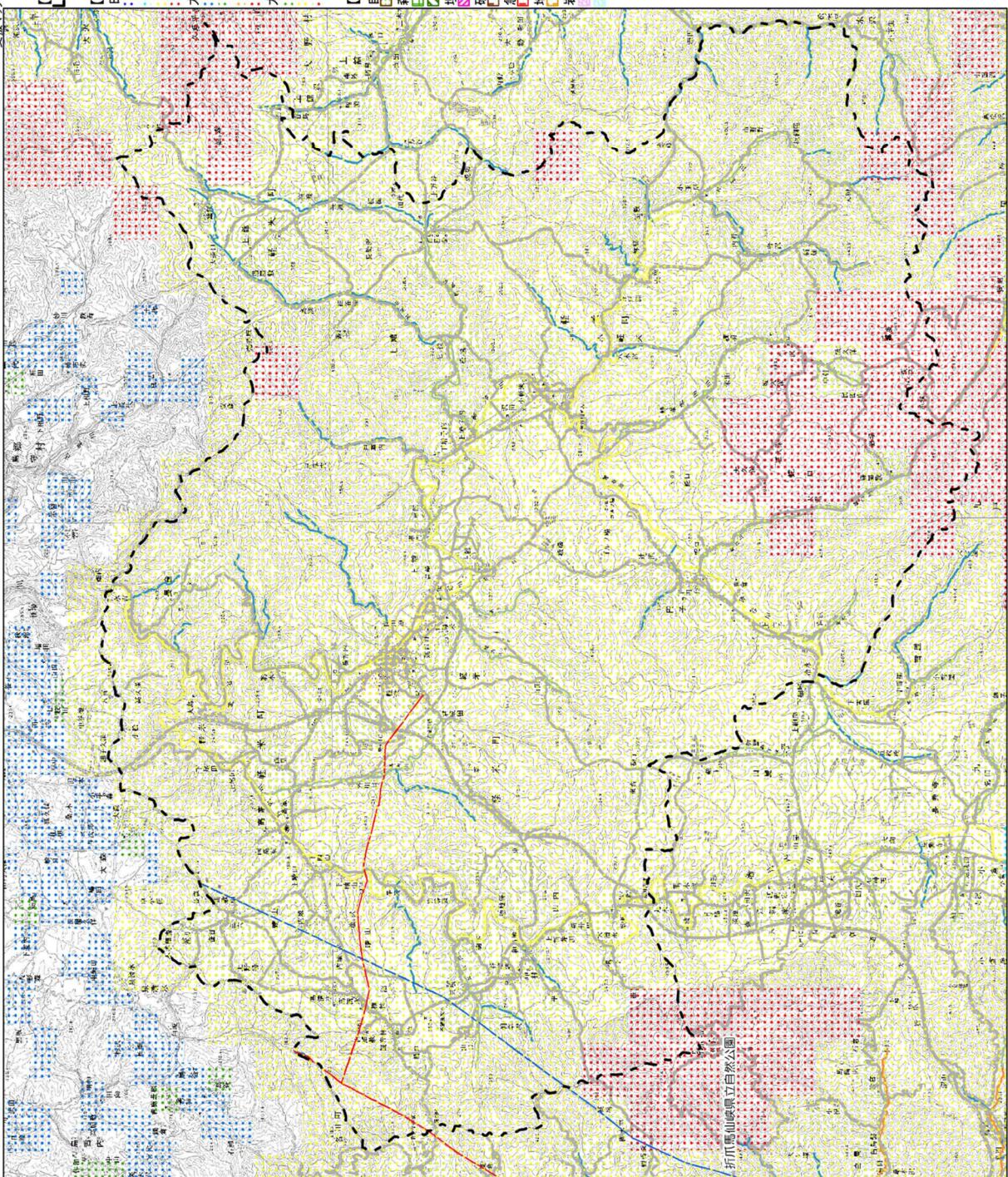
再生可能エネルギー導入支援マップは、岩手県が整備し公表しているもので、岩手県内における再生可能エネルギー事業の検討において活用することを想定し、既存の各種データを集約して作成したものです。掲載されているデータは、太陽光・風力・地熱・小水力等の再生可能エネルギーのポテンシャル情報に加え、送電線・道路等の事業性、その他情報、赤色立体図等の地形情報です。ここでは、軽米町分についての情報を掲載します。

岩手県ホームページ

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/gx/saiene/1067175/index.html>

《利用上の注意》
本マップを用いる場合には、出典／岩手県再生可能エネルギー導入支援マップ(平成26年月 岩手県)の明記ください。
掲載情報及びマップ利用上の注意事項については、岩手県再生可能エネルギー導入支援マップをご確認ください。

太陽光・太陽熱 岩手県再生可能エネルギー導入支援マップ(軽米町)



イヌワシ、クマタカ生息地メッシュについては、個体情報保護のため、生息地は10kmメッシュ情報で表現しています。

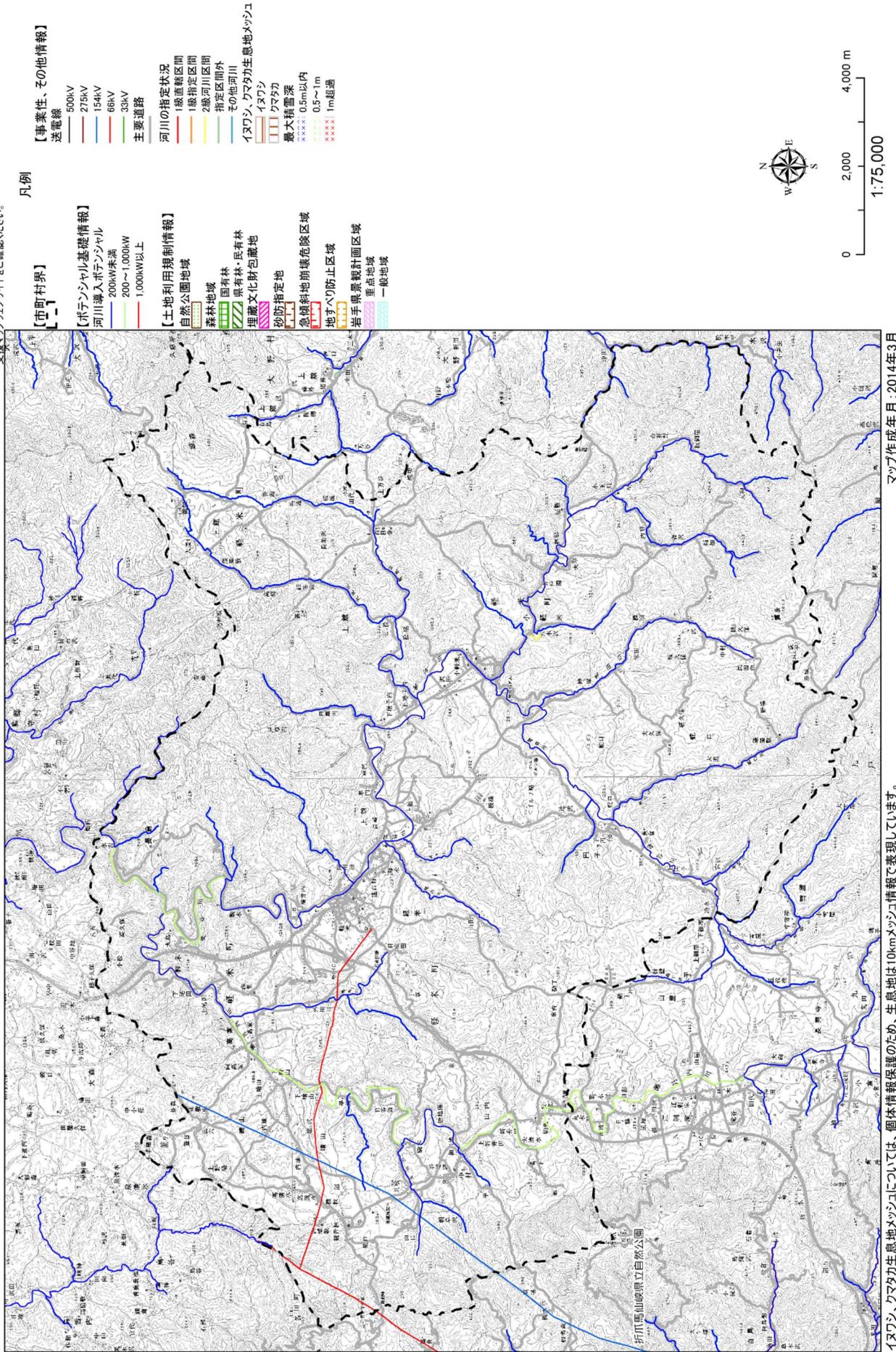
マップ作成年月:2014年3月

この図版は、国土交通省長の通達並びに、同法施行の規則第500条(地図地図)を趣旨したものである。
この地図は小流域ごとに、国土交通省の長の通達を以て、同法施行の規則第500条(地図地図)を趣旨したものである。
この地図は、国土交通省長の通達並びに、同法施行の規則第500条(地図地図)を趣旨したものである。

水力

岩手県再生可能エネルギー導入支援マップ(軽米町)

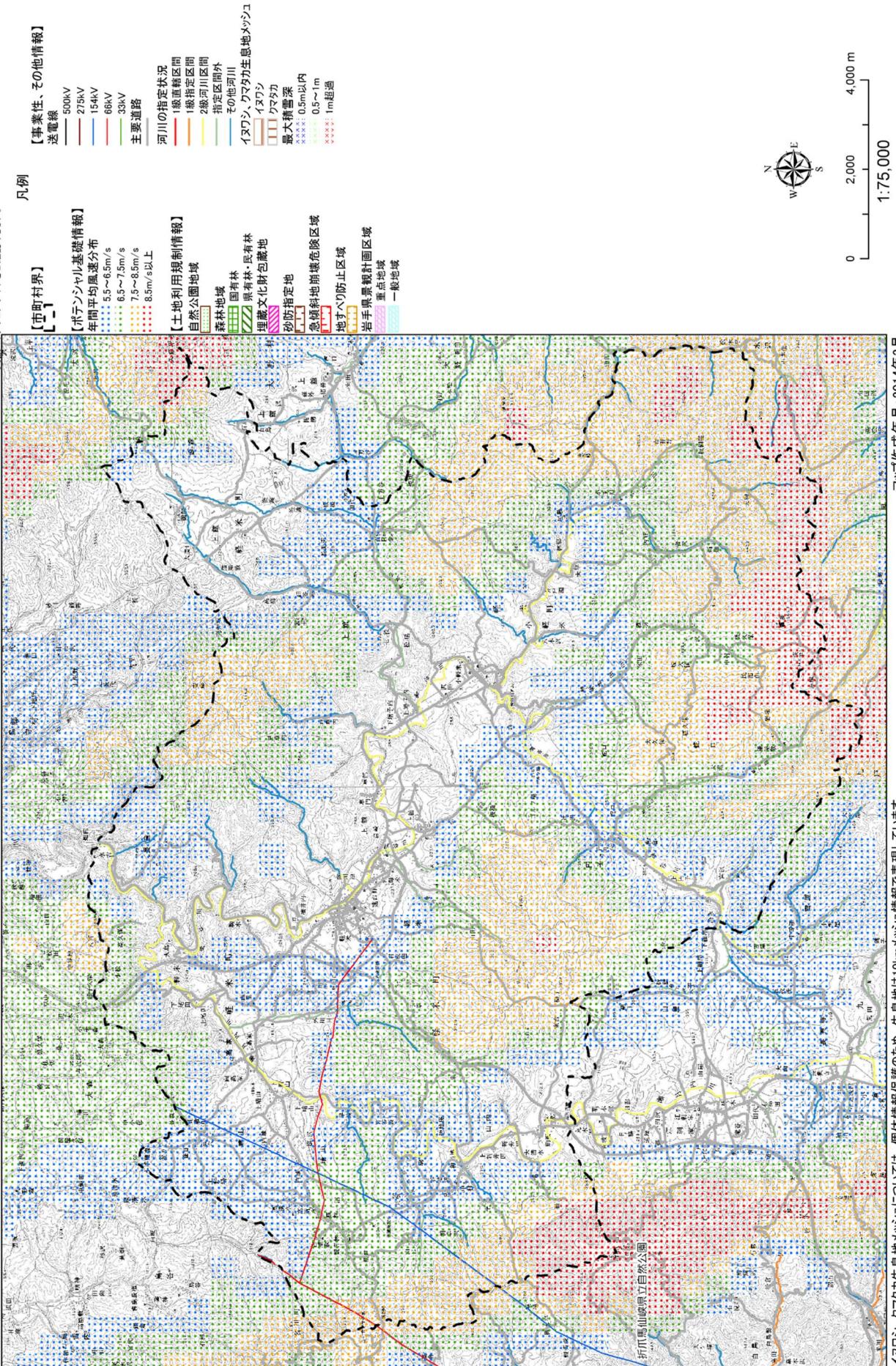
《利用上の注意》
本マップを引用する場合には、出典(岩手県再生可能エネルギー導入支援マップ(平成26年3月 軽米町))を明記してください。
本マップは、岩手県再生可能エネルギー導入支援事業に付随する注意事項については、岩手県再生可能エネルギー導入支援マップウェブサイトにて詳説がございます。



風力

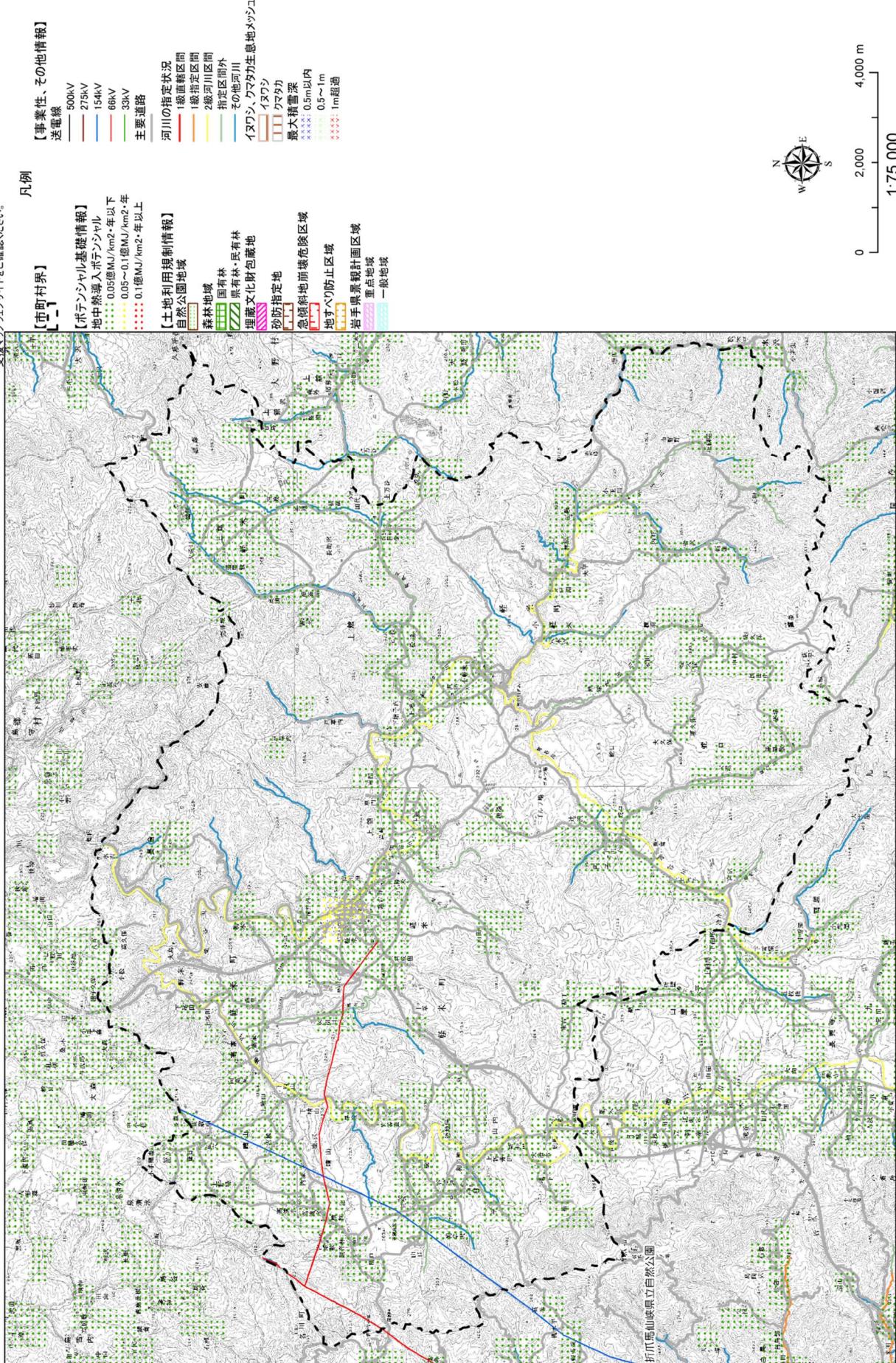
岩手県再生可能エネルギー導入支援マップ(軽米町)

《利用上の注意》
場合には、出典(岩手県再生可能エネルギー導入支援マップ(平成26年3月版手帳))を明記してください。
掲載情報及びマップ利用上の注意事項については、岩手県再生可能エネルギー支援マップサイトをご確認ください。



地熱・地中熱 岩手県再生可能エネルギー導入支援マップ(軽米町)

《利用上の注意》
本マップを引用する場合には、出典(岩手県再生可能エネルギー導入支援マップ(平成26年3月版))と当手帳情報を用記してください。岩手県再生可能エネルギー導入支援マップ(平成26年3月版)の注意事項については、岩手県再生可能エネルギー導入支援マップサイトをご確認ください。



イヌワシ、クマガ生息地メッシュについては、個体情報保護のため、生息地は10kmメッシュ情報を表現しています。

マップ作成年月: 2014年3月

この地図は、国土交通省長の基準をもとに、同様に作成された地図をもとに、国土理政部の測量地図2500(地図測量)を複製したものである。

した。(本地図は、平成26年3月版)